

第55回 松江藩のお家騒動・その1

〔はじめに〕

松江藩では藩主の座をめぐって藩政を揺るがせるお家騒動事件などなかったとされていますが、実は幕末に現藩主9代斎貴を廃して別に藩主を立てようとする事件があったようです。

このことについて旧版『松江市誌』（昭和16年刊行）では、

【御用人の安藤貞兵衛が首謀者となって若手家老の三谷忠太郎を中心に広瀬藩の筆頭家老片山主膳と組みして松江藩主9代斎貴を廃し、分家の広瀬藩の藩主直諒を松江藩主に据えようと企てた。それ以前に斎貴の弟分として親戚の津山藩から迎えていた駒次郎を他藩へ養子に出すことも目論見、駒次郎は駿河國小島藩一万石松平氏の養子に出されてしまっていた。しかし、この藩主排斥騒動のことは幕府へ露見する前に松江藩の親戚藩が斎貴を隠居させ、津山から駒次郎の弟済三郎を嗣子として入れ、斎貴の娘に配し10代藩主定安を擁立して収束させた】との内容で記載されています。これは古老の語ることとして『黒川正健私記』を引用しています。

松江藩に藩政史料が残されていないためか、または故意に消されたのか、この事件についてその実態が全くわかりません。旧版『松江市誌』も見出しに「広瀬騷動」と記して松江藩のお家騒動のような書き方はしていませんし、中心的人物安藤貞兵衛・片山主膳・三谷忠太郎の他に安藤の息子謙之丞・下役人中溝左次・瀧川祐助・大野虎次郎など処罰を受けた人物の名前が載っていますが、詳細は不明です。

このたびの『松江市史』編纂に関わる史料収集において、この事件に関わることが記載された箇所が多少見つかりました。それらは下記の史料に記述されています。

「松江藩列士録」（松江藩上級士族の家ごとの勲功録）

「直指公年譜」（松江藩9代藩主斎貴の年譜）

「御用頭書／長敏」（松江藩家老7代三谷権大夫の勤務日誌）

「御勝手方郷方留」（松江藩御勝手方と郷方の日々の勤務日誌）

「松平系譜広瀬藩」（広瀬藩各藩主の年譜で直諒の部分）

「広瀬藩重臣系譜」（広瀬藩重臣各家の代々記録）

「大保恵日記」（松江和多見新屋（松江藩御用商人新屋の分家）手代太助の日記。全4冊のうち嘉永4年から6年の部分。町人の生活を鮮明に綴るなか、世相を瓦版的に記録した緻密正確な記述の日記）

「松平慶永書状」（福井県立図書館保管松平文庫「御書翰五」）

「松平定安書状」（福井県立図書館保管松平文庫「御来翰七」）

「三谷家文書」家老三谷権大夫家に伝来された文書・史料中の書翰・断簡など

この事件に関わる重要な人物は藩主斎貴を中心に、用人の安藤貞兵衛・家老三谷忠太郎・広瀬藩家老片山主膳の三人です。その他、母里藩松平志摩守直温・母里藩先代藩主直興（孤円齋）・津山藩松平越後守齊民が収束するために関わっているようですし、代りの藩主に立てられそうになった広瀬藩松平佐渡守直諒がいます。斎貴の行状・人物像などとともに忠太郎・安藤貞兵衛・片山主膳について史料からみたいと思います。最初に当時格式家老であった三谷忠太郎について記してみます。

〔昇進と失脚〕

三谷忠太郎事件などともいわれ中心人物とされた三谷忠太郎は、松江藩家老三谷権大夫長敏の嗣子であり、当時、すでに若いながら格式家老になっていた人物です。三谷家は松江松平初代藩主直政の母月照院の実家で、藩内きっての藩主につながる名家でした。「松江藩列士録」の三谷権大夫家の中で七代目権大夫の記録中に忠太郎についての記述があります。

（【…】は原文現代語訳）

【天保七年十二月二十三日嫡子忠太郎が来年十七歳になるから諸事について嫡子として出勤する様に命じられる】このとき藩主斎貴は忠太郎より7才年上の24才でした。斎貴は文政5年（1822）に8才で襲封しています。藩主として10年が経ち、自分なりの思惑もあったであろう若い藩主に忠太郎は登用されたのです。それ以降【天保八年三月二十三日御代参御先番御奏者】【天保十四年二月二十九日御扨従御番頭、御書方役】【天保十四年十月十五日御仕置添役】【弘化元年二月二十七日江戸勤番】【弘化元年十一月十日御近習頭役兼勤】【弘化二年二月十四日御勝手方地方受口兼勤】と藩主斎貴の下で嗣子ながら昇進し、ついに【嘉永五年二月晦日年来格別に出精勤めたため格式御家老】になります。

しかし、その数日後【同三月十一日御呵りによって慎みを命じられ】ます。このことは【直指公年譜嘉永五年三月八日帖を以て三谷忠太郎に告げ、汝列太夫に与し和せざる事易なを軽からず、須く慎しみて罪を俟す】とあり、【御用頭書嘉永五年三月八日今日忠太郎が御目付宅へ呼ばれたので、（長敏は）三の丸へ引き取りそこで聞かされたことはここでは略す、この時同席一統の者もここに詰めていた。暮れ時引きとり、役儀辞退、遠慮（謹慎）願いを提出し、（昼間の）同席中の面々へ知らせの書翰を書いた】と記され「松江藩列士録」と同様の記載があります。そして、市井の松江町人新屋太助の日記「大保患日記」には【嘉永五年三月八日評昨夜、西代で聞ところ三谷忠太郎様切腹なされたと云事評判有り、私心中、本家親方格別御懇情なれば大に案じ居処なれど、美談（みだみ）へ行く途中切腹の事は空言なり、御呵りにて遠慮なされ候よし安心いたし】と書いています。事実、太助の主人新屋（和多見分家）三郎次は三谷家と懇意であり、忠太郎とは親しかったと見え、「三谷家文書」中の断簡に【長谷川玄柳・新屋三郎次兩人御門内に差留めを許された】ことがメモしてあります。見舞いに三谷家へ出かけ、門内まで入れた模様ですが面会できたかどうかは分かりません。「大保患日記」にはこの件に関する記述が「評曰」として多数書かれています。

17歳で御奏者として出仕し、23歳で御扨従御番頭になり、同年23歳で御仕置添役、24歳で御近習頭も兼勤し、25歳では御勝手方受口も兼勤しました。これらの役職と江戸勤番であるということは、藩主近辺において中枢を掌握できる立場であり、添とはいえ仕置役であり、また御勝手方も兼勤するということは、藩政・藩財政にも介入できる立ち位置になっていた

のです。そして弘化2年(1845)からの7年が過ぎ、嘉永5年(1852)について嗣子の立場で家老の格式を得たのですが、わずか8日後に御呵りを受け、慎みを命じられました。この7年の間に何があったのでしょうか。

藩主に重用され、重職を担う忠太郎が藩主排斥を企てたとされ、自宅での押込め入牢を命じられた時32歳でした。仕えた藩主齋貴は嘉永6年に隠居し、藩主は定安に代わり、松江藩も維新の動乱に翻弄される年月を送るさなか、隠居瑤光翁(齋貴)は文久3年(1863)3月14日に亡くなっています。

〔赦免願〕

年代は明確ではなく、おそらく齋貴が没した後ではないかと思われませんが、松江藩の親戚藩であり、幕末の政治情勢を左右した福井藩主松平慶永(号・春嶽)が忠太郎を放免してやれないかと定安に問い合わせた書翰と定安からの返答書が、福井藩の史料に残っています。この全文の翻刻は『松江市史』史料編7近世(三)第4章「松江藩幕末関係史料」史料番号6・7に収録されています。慶永の書翰によると

【忠太郎放免の要請は尹宮(いんのみや)久邇宮朝彦(くにのみやあさひこ)親王から直に頼まれたもので、自分は詳細を知らないけれど宮様へ色々と愁訴する者がいて、宮様も気の毒に思い松江藩と親戚筋ということで、私に忠太郎の赦免を依頼されたのである。国の法典に則り支障がなければ許してやってほしい。このことは津山藩からの口入れもあったように聞いている】と定安へ問い合わせています。

これに対して定安の返答は、【尹宮からのお頼みであり、それを賢兄(慶永)にわざわざ仲介してもらい全く申し訳ないことである】と恐縮しつつ、【元来忠太郎義養父瑤光在勤中側近く召仕居候事に御座候処、不軽趣向相企、瑤光退隠に至り咎申付候中々重罪之者にて国典へも相障り放免難仕ものに御座候】と、定安は放免する気はないものの、尹宮や慶永が仲介に入っていることで家老達一同に談合せます。しかし、家老達も【罪科不軽赦免難相成次第に評決】したと返答しています。そして、津山藩へ同文のお断りを出した旨追記しています。この文面中齋貴の側近でありながら軽からざる趣向を企て、齋貴を隠居に追い込んだと書いていますから、この趣向というのが藩主排除を企てた一連の事件を指しているのでしょうか。こうして、高位の人からの依頼でも赦免は許されませんでした【慶応四年六月五日此度格別之以御隣閥真被成御免旨仰出】され許されたことが「松江藩列士録」に記されており、明治

期には自由の身になったことがわかります。昇進する我が子の突然の失脚という思わぬ事態に、当主権大夫長敏は、役儀返上、忠太郎の廢嫡願、嚴重押込と油断ない見張りなどを申し出て、ひたすら謝罪の意を表します。それらも「松江藩列土録」に記載されています。

〔罪科の理由と幽閉状況〕

定安は忠太郎が軽からざる趣向を企て藩主を隠居に追い込んだ不忠者のように表現していますが、三谷家文書にある数通の忠太郎に関する書翰・覚書切紙によると、父の三谷権大夫長敏は【忠太郎義御家老一様不一和被聞召不輕義二付相慎可罷在】と記して、忠太郎が家老として他の家老達と一和しないことが理由で謹慎の身になったと、大野舍人・神谷源五郎・大橋茂右衛門・柳多佐太郎・乙部九郎兵衛・高田巨人・有沢能登・朝日幾太郎・石原九左衛門ら当時の藩政主要家臣へ書翰を出し、処罰のことを伝えています。

忠太郎が単独で何かをなそうとし、他の家老達とは連携しなかったことで不興を買い、憤りを命じられたとあるので、この事件を指しているとも思えますが、明快な記述ではありません。

忠太郎の謹慎中の処遇のことを記した覚書き断片が三谷家文書にあります。「伺事頭書」として【謹慎中困の近辺に与力二人宛、中小姓一人詰候事・四人の者声者被遊候・御見舞者断る事・但し御家門や格別な者は伺いの上案内する事・家来一統慎み夜分には格別な御用の他外出禁止の事・長屋への無用な出入り者の禁止、酒飲み高声話等をしない事・小姓部屋、御台所周りの小者は禁酒の事】などと書かれています。その中に【御家様御添寝者市二母謙蔵母一夜代り仕るべき事・但し外女中一人づつ相添申すべき事・女中一統格別宿留勿論穩に罷在候事】とあるのはどのような状況をさすのでしょうか。そして【右の条々相守るべき事】と締めています。この一通は控えであり、この文面の宛先がどこか不明ですし、はたして実際に出されたのかどうかも分かりませんが、忠太郎幽閉中の事柄と思われる。このような取り決めを三谷家ではしていましたが、【松越後守様・松志摩守様・同孤円齋様が仰せられるから困いを補強し手堅くするように】といわれています。親戚の越後守（津山藩主齊民）・志摩守（母里藩主直温）・孤円齋（前母里藩主直興）から幽閉を嚴重にするように要請があったようです。この3人の親戚者は今回の事件の終結に大きく関わったと思われる人物です。次回は三谷忠太郎出仕頃から事件発覚前後の齋貴の事跡を追ってみます。

